青年海外協力隊「現職教員特別参加制度」による 国際教育協力活動

斉 藤 泰 雄

1.はじめに

本稿は、わが国の開発途上国向け国際的教 育協力活動推進の一環として、平成13年に 導入された新しい事業である「現職教員特別 参加制度」についてその制度的枠組みと現在 までの歩みを整理することを目的とする。こ の制度は、国際協力機構(JICA)の所管する青 年海外協力隊事業への現職教員参加の一層の 促進を目的とするものであり、各都道府県教 育委員会あるいは市町村教育委員会の協力と 支援の下に、教員としての身分や給与を保障 しながら、2年間の期限で、現職教員を開発 途上国に派遣し、わが国での教職経験や専門 的知識を活かしながら、これらの国の教育発 展を支援する活動に従事できるようにするも のである。ここでは、制度発足までの経緯、 制度開始後これまでの数年間の実績、派遣教 員のプロフィール、帰国隊員の協力隊活動の 評価について検討する。

2.協力隊事業と「現職参加」制度

国際協力機構(旧国際協力事業団)の所管する青年海外協力隊(JOCV)事業は、わが国で最大のボランティア事業である。1965年(昭和40)の制度発足以来、これまで、約2万6千人の青年を、80か国におよぶ開発途上国に派遣してきた。開発途上国への草の根レベルでの技術協力を目的とするものであるが、これと同時に、わが国青年のボランティア活動の促進とこれを通じた青年の育成という側面をあわせ持つ事業である。制度発足当初

は、農業分野を中心としていたが、その後は活動分野を広げ、現在では、農林水産、加工、保守操作、土木建設、保健衛生、スポーツ、計画・行政、教育文化など8分野、120種類の職種へと活動分野を広げている。教育文化部門は、これまでの派遣実績で、全体のなかで最大の比率を占める。ここには、経済、統計、社会学、文化人類学、動植物学などの学問分野から、料理、手工芸、家政、縫製、楽器演奏、美容師、写真、映像、音響など多彩な分野が含まれるが、この中には、小学校教諭、理数科教師、技術科教師、幼児教育、体育、音楽、養護、視聴覚教育、日本語教師のような狭義の教育分野に分類される職種も含まれる。

青年海外協力隊への応募資格は、満20歳以上満39歳までの若者であり、応募者は、新卒で職業経験の無い者、大学・大学院に在籍する者、民間企業・官公庁・団体等での勤務経験を持つ者などさまざまである。選考試験(技術的適性、語学、人物面接、健康状態等)に合格した者は、約3か月間の派遣前訓練を受けた後、途上国に2年間の期間で派遣される。往復渡航費、現地生活費、国内積立金、補償制度、現地支援費などは国際協力機構が負担する。

協力隊の活動期間は、派遣前の訓練を含めて、約2年3か月となる。この間、有職の参加者のほとんどは、仕事を退職して協力隊活動に従事する。また、無職の若者にとっては、就職活動が少なくとも2年半ほど先送りされることになる。協力隊事業そのものは、国にとっても、参加隊員個々人にとっても、意義

深いものであり、途上国からも高く評価されているが、しばしば、協力隊事業に関連する問題の一つとして指摘されることは、帰国後の隊員の処遇問題である。協力隊事業は、ボランティアによる自発的参加の精神を基本とするため、帰国後の進路開拓については、参加者自身の意志と責任で行うとされている。JICAも、帰国者を対象に、研修やセミナーなどさまざまな支援事業を行って帰国後の社会生活が円滑に開始できるよう支援するが、帰国後の就職問題は、協力隊への参加を阻害する大きな要因の一つとされている。

もう一つの問題は、開発途上国からの分野 別の要請件数と、これに対応する協力隊隊員 の確保とのズレの問題である。途上国からの 要請が多いが、これに対応する協力隊の応募 の割合が低い職種、とくに、要請国が、現場 での実務経験を有していることを望んでいる 分野や職種の場合、これらの要望を満たす人 材を派遣することは困難になる。これらの職 種で活躍している人材は、ほとんどが実社会 で働く技術者、保健・医療関係者、教職員な どである。こうした人々の中にも、協力隊事 業の理念に賛同し、参加を望む者があったと しても、民間企業においても、官公庁におい ても、ほぼ2年半もの間、勤務先を離れて協 力隊事業に参加させることは、制度上、社会 慣行上、きわめて困難なことであった。

こうした問題に対処し、状況を改善するために採用された方策のひとつが、「現職参加」制度である。これは、官公庁、民間企業、団体等に勤務している者が、休職等により所属先に身分を残したまま協力隊事業に参加できるようにした制度である。まず、1971年、国家公務員について「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」(国家公務員派遣法)の成立により、一般職の国家公務員が「派遣職員」としての身分取り扱いをうけながら、協力隊に参加する道が開かれた。また、民間企業にたいしても、国際感覚を身につけた人材の育成、企業の社会貢

献活動などの観点から、ボランティア休暇や 長期有給休暇措置を利用して社員を協力隊活 動に参加させるよう呼びかけがなされた。

1987年には、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」により地方公共自治体職員にも現職参加の道が確立された。これをうけて、すべての都道府県が「派遣される職員の処遇等に関する条例」(派遣条例)を定めており、また、派遣実績のない地方自治体を含めて平成18年2月現在、全国282の市町村において、職員の派遣条例が制定されている。この地方公務員の現職参加を可能にする法律と派遣条例の制定により、現職参加の枠組は大きく拡大されることになった。

「現職参加」制度で参加した協力隊隊員は、途上国の活動を終えると、元の職場に復帰する。これらの職員は、協力隊の活動を経験する中で、語学力を含めた国際感覚を身につけた視野の広い人材として本来の業務に与える影響も大きく、周囲の職員をも刺激することになると期待された。

いっぽう、JICA は、1973年に、協力隊に参加中、所属先に生じる損失を可能なかぎり補てんすることを目的に、「所属先補てん制度」を導入した。この措置は、勤務先が協力隊に参加する職員に対して有給休暇措置をとった場合、同機構が、その職員の人件費(基本給と賞与の八割)と間接経費(社会保険料事業主負担相当額および退職金引当金相当額)を補てんするものである。この制度は、国家公務員を除く地方公務員、団体職員、民間企業社員等の所属先に対して適用された。

表1は、最近における協力隊の派遣実績と、参加者の職業の有無を見たものである。 最後の累計欄は、1965年(昭和40)の制度発足以来41年間の累計の数値である。

これによれば、最近において、協力隊での派遣は、年間1,100人前後となっている。このうち、約半数を占める者は、募集合格時に、大学等の新卒者を含めて、無職あるいはアル

年度	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	総合累計
現職参加	167(14.8%)	172(15.1%)	182(15.3%)	184(17.0%)	5,110(19.7%)
退職参加	411(36.5%)	410(36.0%)	414(34.9%)	397(36.7%)	8,267(31.9%)
無職等	549(48.7%)	556(48.9%)	590(49.7%)	500(46.3%)	12,566(48.4%)
合 計	1,127 人	1,138 人	1,186 人	1,081 人	25,943 人

表 1 青年海外協力隊への参加者の類型

(出所) 国際協力機構『国家・地方公務員の青年海外協力隊への現職参加』 平成18年、38頁

バイト、臨時職員等で定職を持たない者であったことがわかる。次に、全体の約35%の者は、それまで従事していた職業を退職して協力隊に参加している。そして、残りの15~17%の者が上記の現職参加によって協力隊に参加していることになる。

また現職参加者の所属先別の内訳をみると、少なくとも最近数年においては、国家公務員、政府機関、自営業からの協力隊参加は、ほとんど実績がなく、現職参加者の供給源は、地方自治体と民間企業・団体でほぼ全体が占められている。両者の比率はほぼ半々であるが、最近は、地方自治体職員がやや多くなる傾向がある。

現職参加者の累計5,110人のうち、自治体職員(都道府県職員、市町村職員)は、2,060人であり、そのおおまかな内訳は、一般職員、教育職員、警察職員となっており、それぞれの比率は、都道府県、市町村によって違いがみられるが、全体としてみると、教育職員が最も多く全体の57%を占めている。地方自治体職員の現職参加による協力隊参加の中核は、公立学校に勤務する教育職員である。

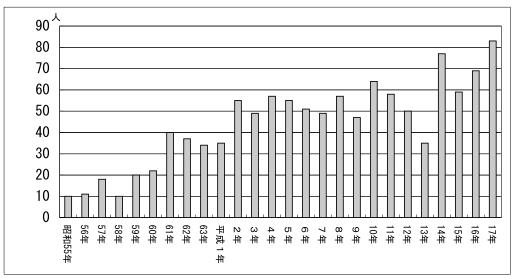
3.教員の現職参加

上記のように教員を中心とした地方自治体職員の協力隊への現職参加の法制度が整備されるのは、1987年(昭和62)6月のことであるが、これ以前も、各自治体のさまざまな工夫と支援により、現職のまま協力隊員として派遣された教員の事例は見いだすことができ

る。記録上、確認できるところでは、1965 年の協力隊制度発足のその年にも、静岡県の 体育教員が、有給休暇制度を利用して、マ レーシアに派遣されている。その後も1970 年代末までは、毎年1~5人程度の教員が現 職で参加した実績がある。1978年にODA予 算が大幅に増加し、協力隊の派遣人数が拡大 したのにともない、教員現職参加も毎年10 人台にのる。この初期にあたる時期に、教員 の現職派遣で先導的な試みをおこなった都道 府県は、北海道、宮城、千葉、東京、神奈川、 静岡、愛知、京都、広島などであった。昭和 40年から平成17年までの41年間に、協力 隊に現職参加した教員の累計人数は、合わせ て1,194人となっている。図1は、昭和55 年以降の現職参加教員の人数の推移を表示し たものである。

地方公務員派遣の制度化以降、平成9年ぐらいまでの間は、年間35~55人前後で推移している。派遣実績を持つ都道府県もほぼ全国にわたるようになる。また、仙台市、横浜市、川崎市、名古屋市、神戸市、広島市、福岡市などの大規模都市を中心に、市町村独自で教員現職派遣に取り組む動きも見られた。

1980年(昭和55)には、青年海外協力隊全体の派遣人数は年間の410人であったが、その後、協力隊事業は、ますますその規模を拡大し、1993年(平成5)には、ついに年間1,000人を超えるにいたった。こうした全体状況の変化の中で見ると、協力隊全体の中に占める現職参加者の割合は、相対的に低下してきたといわれている。特に、教員の現職参加がし



(出所)国際協力機構『国家・地方公務員の青年海外協力隊への現職参加』平成 18 年所収の資料から作成

図1 海外青年協力隊に現職参加した教員の数の推移

だいに頭打ちの状況になってきたことが懸念 されるようになってきた。

こうした状況を憂慮して、1997年(平成9) 4月、国際協力事業団(当時)の協力隊担当理 事から、文部省学術国際局長宛に、教員の現 職派遣について文部省のより一層の理解と協 力を求める文書が提出されている。「教育職 員の青年海外協力隊への現職参加について (ご依頼)」と題するこの文書の要点は次のよ うなものであった。

「・・・現職を保持したまま協力隊に参加する現職参加の割合は全体の約20%で、参加率はここ数年減少してきております。教育職員の方々にとっては、既に各都道府県において派遣条例が整備されているため比較的現職参加がし易い環境にあると思いますが、過去5年間(平成3~7年度)の派遣隊員に占める自治体職員の現職参加は約9%、教育職員の割合は5%とまだ少ないのが実情です。他方、協力隊員の分野別の派遣状況を見ますと、教育文化

部門への派遣が約36%を占めており、これまでの同分野への隊員派遣の推移 や最近の開発途上国における教育分野、特に、基礎教育の分野への援助ニーズの高まりを考えますと、同分野への協力隊派遣要請が今後益々増加してくると思われます。こういった途上国の援助ニーズに的確に応えていくためにも、同分野への要請に十分に応えられる知識と経験を有した自治体教育職員の方に一人でも多く現職参加していただければと考えております」。

いっぽう、こうした要望を受けた文部省側でも、対応は少しずつ変わりはじめていた。 文部省の推進する国際的な教育協力事業は、 長らく、奨学金事業を含む留学生交流プログラムやユネスコ等の国際機関を通じた教育・研究協力を中心にしており、開発途上国への二国間の直接的な教育協力、とりわけ基礎教育分野への協力活動は必ずしも政策的に優先順位の高いものとはされてこなかったからである。文部省は、平成7年12月に、「時代に

即応した国際教育協力の在り方に関する懇談 会」(森島昭夫会長)を設置し、「今後増大す ることが見込まれる開発途上国からの協力要 請に一層積極的に対応してゆくために」「国 際教育協力の意義、文部省・教育関係機関等 が今後果たすべき役割を改めて明確化すると ともに・・・開発途上国に対する教育協力を 効果的・効率的に推進してゆくための方途に ついて」検討審議するよう要請している。ち なみに、文部省に途上国への教育協力を主要 な課題とする審議機関が設置されたのは、 1971年(昭和46)に、事務次官裁定で設置さ れた「アジア教育協力研究協議会」以来のこ とであった。翌平成8年6月に、懇談会の報 告『時代に即応した国際教育協力の推進につ いて』が提出された。ここでは、文部省が今 後推進すべき政策として、JICAやOECF(当 時の海外経済協力基金)等の関係機関との連 携・協力の促進、教育協力に関するデータバ ンクの形成、国立大学への分野別の国際協力 センターの設置(これにより広島大学に「教 育開発国際協力研究センター」が設置される ことになる)、教員研修生の受け入れの体制 整備、国際協力人材の育成などが提案され

先に紹介した、国際教育事業団からの現職 教員派遣増加の要望は、この翌年に出された ことになるが、この件に関しては、この数年 後に設置された(第二次)「国際教育協力懇談 会』(中根千枝座長)の議題の一つと取り上げら れることになった。平成12年11月に提出さ れた同懇談会の報告『開発途上国への教育協 力方策について』においては、いくつかの具 体的提言の中に「小、中、高等学校関係者に よる国際協力活動の推進」をあげ、その中に おいて、(1)青年海外協力隊への現職教員の参 加促進、(2)シニア海外ボランティアへの現 職・退職教員の参加促進、(3)教育委員会によ る専門家派遣等への協力、(4)小、中、高等学 校教員の中で教育協力活動を希望する者等の 教育援助人材データベースの充実、を盛り込 んだ。

特に、(1)の青年海外協力隊への現職教員の 参加促進については、その意義と現状での問 題点を次のように指摘している。

> 教育関連分野における開発途上国 からの青年海外協力隊員派遣要請数に 比べても、現職教員の参加者数は少な く、この分野で活動を行っている青年 海外協力隊員の多くは教職未経験者 ある。今後、できるだけ多くの現 員に、青年海外協力隊員として教育 長づくり分野の協力活動に参加する場合に比べて、途上国の教 が参加する場合に比べて、途上国の教育 現場で、より効果的な支援が期待できる。 体験を日本の児童生徒への国際理解教 育等に生かすことができる。

> これまで、現職教員の参加については、校長等に事前の相談をせずに出願するケースや、派遣期間が事前研修の期間を合わせると約2年3か月となるため、年度途中に職務を離れるか、又は復帰することとなり、学校現場のスケジュールと合わないなどの・・・問題があった。

・・・今後は、JICA、文部省及び 都道府県教育委員会等が連携し、対象 を現職教員に絞った特別な制度を設 け、現職参加希望者の募集・選考作業 を行うとともに、支障がより少なくな るようスケジュールの改善を図るほ か、教員への広報活動、相談体制の充 実及び参加経験を積極的に評価するこ となどにより、今後早急に現職参加者 の大幅な増加がみられるように努める ことが必要である。

こうした提言を受け、従来の現職参加の制度的枠組を生かしながら、「対象を現職教員

に絞った特別な制度」の創設が、文部省、都 道府県教育委員会、外務省、国際協力事業団 の間で検討されることになった。こうして誕 生したのが「現職教員特別参加制度」であっ た。

新しい制度の特色は次のようなものであっ た。(1)教員の現職参加に限って通常は2年3 か月の隊員の派遣期間を2年(派遣前訓練3 か月、海外派遣期間1年9か月)とする。(2) 選考段階で一次技術審査が免除される。一般 募集では「職種」にかかる技術力を第一次選 考で試験するが、教員の場合はこれが免除さ れる。(3)応募書類提出先がJICA(青年海外協 力隊事務局)ではなく、学校長を経由して、公 立学校の場合は教育委員会、国立学校教員 (附属学校教員)の場合は国立大学法人に提出 する。文部省は、教育委員会や国立大学法人 から提出された応募書類を集約し、参加教員 候補者をJICAに推薦する。JICAは、推薦さ れた教員に対して、健康診断書の提出を求 め、その結果等を教員本人に通知する。一次 選考合格者は、さらにJICA における二次選 考(個人面接、技術面接および健康診断等)を 受け、最終的な派遣者が決定される、という 仕組みとなった。

平成13年1月の中央省庁の再編により名称を変更した文部科学省は、この新しい制度に対応するために、2月28日、文部科学省大臣官房長決定として「青年海外協力隊参加公立学校教員推薦要項」を定めるとともに、これを「青年海外協力隊への『特別参加制度』の創設について」として各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛に通知し、管下の市町村教育委員会、高等学校等に対して趣旨の周知を依頼した。同要項は、現職教員特別参加制度で派遣する教員の条件を次のように定めている。

自ら海外協力隊活動に参加しようとする 自発的意志と奉仕精神を有し、異文化の 人々と生活をともにする協調性のある 者。

現に教諭として勤務し、参加年度当初に 勤続3年以上の実務経験を有する者。 応募時点における年齢が39歳以下で、 日本国籍を有する心身共に健康な者。 単身で赴任できる者(家族の同行は認め られない)。

英語検定3級程度又はこれ以上の語学的 素養を有し、語学力の向上や新しい言葉 の取得に努力を惜しまない者。

参加期間終了後も、引き続き教員として 勤務する熱意を有する者。

この特別参加制度の下で、平成13年度に募集が開始され、平成14年度から新制度の下での実際の派遣が開始された。一般協力隊員の場合は、春、秋の二回にわけて隊員を募集しているが、この特別参加の場合は、スケジュールの都合で、春募集のみとなる。4月に派遣前研修を開始し、7月に任国に出発する(協力隊の派遣スケジュールでは一次隊となる)、翌翌年3月下旬に、他の一般隊員より3か月早く任務を終了して帰国し、4月1日には、教員として職務に復帰することになる。

4 .現職教員特別参加制度の下での進展

新しい制度の効果はすぐに現れた。先の図1にもどろう。平成14年度の現職教員派遣の人数は、77人へと急増した。これは、理由は不明であるがその前年の派遣実績が35人と落ち込んでいたこともあり、前年度の二倍以上となる伸びであった。JICA資料によれば、各都道府県や政令指定都市の教育委員会を通じて文部科学省に集約され、JICAに推薦された現職教員の人数は、この人数の二倍ちかくの114人であった。JICA側としては、この特別参加制度への期待が大きく、毎年100人の教員を派遣できる体制を想定して予算の確保につとめているという。推薦人数と

実際の派遣人数との格差はなぜ生じたのか。これは、JICAの設定している「健康診断」の基準において、問題が指摘される者が予想外に多く出たことによるという。

確かに、JICAの作成した特別制度の案内のパンフレットには、次のような健康条件に関する留意事項が掲載されている。「自然環境や保健衛生環境が、また生活環境も日本と大きく異なる開発途上国で長期にわたり暮らして活動する青年海外協力隊には、何よりも健康が必要です。また、日本での生活には差し支えなくても開発途上国では重い症状をあらわす病気もあります。そのため、JICAは参加希望教員の選考に際して慎重に健康チェックを行い、問題が確認された者については派遣を行わないこととしています。

本人にはまったく自覚症状がなくても、潜在的なアレルギー発症の可能性などが顧問医によって指摘されるようなケースも少なくないという。ちなみに、屈強、体力強壮と思われる現職の警察職員が健康チェックでひっか

かるようなケースさえあるという。平成14年度以降の、実際の派遣人数の変動は、文部科学省側の推薦人数の変化やJICA側の派遣予算の枠組み変化によるのではなく、主として、この健康診断のチェックの結果として生じたものと解釈することができよう。文部科学省による推薦人数は、平成15年度以降18年度まで、それぞれ、157人、144人、164人、170人と増加傾向にある。

表2は、最新の平成18年度における現職 教員派遣の職種と派遣国の例を示したもので ある。相手国の要請によって、一つの国に、 同一職種(小学校教諭、養護等)で3~4人が 同時に派遣されるようなケースもある。ま た、現職教員隊員が実際に従事することを期 待される任務は、同じ職種であっても、各国 の事情によってその要請内容や配属先、資格 条件などはさまざまに異なる。表3は、同じ く平成18年度派遣隊員に関して、途上国側 からの要請の事例を紹介したものである。最 近の新しい傾向として、隊員が、個別的に活

表 2 平成 18 年度派遣の現職教員の職種と派遣国

職種	派 遣 国
小学校教諭	カンボジア、中国、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ベトナム、セ
	ネガル、ニジェール、ブルキナファソ、セントルシア、ドミニカ共和国、パ
	ナマ、パラグアイ、ボリビア、ホンジュラス、サモア、バヌアツ、パラオ、
	フィジー
養護	スリランカ、タイ、マレーシア、タンザニア、パラグアイ、ホンジュラス、
	フィジー、シリア
理数科教師	カンボジア、パキスタン、エチオピア、ガーナ、タンザニア、ナミビア、ベ
	ナン、マラウイ、ヨルダン
体育	カンボジア、バヌアツ、シリア
音楽	ラオス、ザンビア
家政	ケニア、サモア、ソロモン
技術科教師	ニジェール、サモア
青少年活動	ケニア、ニジェール、ウズベキスタン
日本語教師	中国
村落開発普及員	セネガル
幼稚園教諭	ミクロネシア
野菜	サモア

(出所) JICA 提供の資料から作成

表 3 現職教員派遣の要請内容と資格条件の事例

職種	国・配属先	要 請 内 容	資格条件
小学校教師	カンボジア	教員養成校で、理科の授業に必要な実習と実験を	小学校教諭免許、
	タケオ小学校教員養成	計画立案し、同僚教師にその手順や実施方法を指	実務経験2年以上
	校	導する。	
冏	ネパール	都市貧困地域の公立小学校で、教師訓練を受けて	小学校教諭免許
	バル・カラヤン小学校	おらず、指導レベルが低い同僚教師と共に算数や	
		理科を指導しながら、教師の指導力向上と、生徒	
		の基礎学力の向上をめざす。	
同	カメルーン	担当地区の小学校長や視学官と協力し、実習活動、	小学校教諭免許、
	教育省ニョンソウ県事	理数科教育多様化を支援する。教員対象講習会の	実務経験
	務所	開催も望まれる。	
同	ホンジュラス	JICA 技術協力プロジェクトで作成され、全国配布	小学校教諭免許
	教育省援助調整局	されている小学校算科の教師用指導書及び児童用	
		作業帳の適正使用について、セミナーの実施、指	
		導助言を行う。	
回	フィジー	首都で最古の小学校において情操教育科目の音楽、	小学校教諭免許、
	ドラインバフィジアシ	図工、体育の授業を担当し、理論や技術を同僚教	実務経験2年以上
	小学校	師に伝える。現地教員に対する定期的なワークシ	
		ョップを開催、実施する。	
理数科	バングラデシュ	生徒および同僚教師に理科三科(物、化、生)の実	教諭免許(中高・
	教員訓練大学	験授業を担当。活動の場を広げ地域の中等学校へ	理)、実務経験3
1244		の理科実験の巡回指導を行う。	年以上
	モンゴル	県教育文化局に属し、市内の学校を巡回指導する。	大卒、教諭免許
司	ダルハン県教育文化局	各校で実際に理科の授業をするだけでなく、教師	(理)、指導経験5
		への助言も求められる。	年以上
同	スリランカ	中学校の理科教師を養成するコースの学生を指導。	大卒(理系)
	教員養成大学	物理・地学分野の実験・実習を中心とした授業を	中高理科教員免
		担当する。実験器具や設備に頼らない実験の工夫	許、実務3年
		を行う。	
同	ガーナ	担当地区の小中学校を巡回指導し、現職教師にた	大卒(理系)
	オプシア市教育事務所	いする教授法及び教材等についてアドバイス。モ	教員免許(中高・
		デル授業を企画・実施する。	理)
同	サモア	基礎教育改善プログラムの一環としてモデル校で	大卒(理系)、職
	アノアマア中高等学校	の理数科教育の質的向上を図る。教育省配属のシ	務経験
		ニアボランティアと連携しつつ、研修等を通じて、	
		教師の能力向上ができるよう側面支援をする。	

(出所) JICA『青年海外協力隊募集要項 平成18年度春募集』 64-75 頁から作成

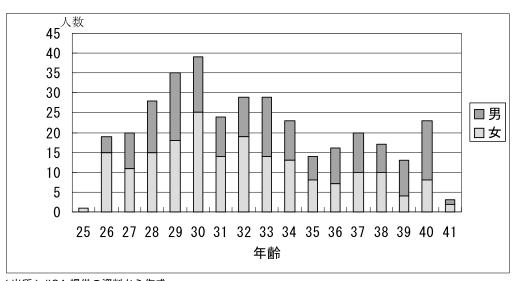
動を展開することに代わって、ホンジュラスの算数指導力向上プロジェクトのように JICA本体が当該国で実施する技術協力プロジェクトに協力隊員が参加し、派遣専門家やシニア隊員等とチームを組み一体になり支援・協力するようなプロジェクト支援型の活動も見られる。

現職派遣教員は、派遣期間中、所属する地 方公共団体から、教員としての基本給与・賞 与の70~100%を受け取る(各自治体の派遣 条例によって相違がある)。支給される給与・ 賞与の額が100%なら、JICAがその80%を 所属先に補てんする。残り20%は所属先が 負担する。自治体が本人支給額を 90% と定 めていれば、80%をJICAが負担し、残り10% を自治体が負担する。本人支給額が70~ 80%である場合は、所属先の負担はなくな る。いずれにせよ、派遣される教員の給与・ 賞与の1~2割が派遣する自治体の持ち出し となるケースがある。また、代替教員の確保 のために、財政面、人事面での措置が必要と なるため、参加志望者全員を推薦することは できず、事実上、参加枠が設けられている。

最新の注目すべき動きとして、北海道では、平成17年度から派遣中の給与・賞与の支給を従来の基本額の全額支給から、70%に減らして自治体の負担をゼロとして、その代わり、従来隔年で2名とされていた参加枠を撤廃し、希望者全員を推薦する方式を導入した。このため平成18年度に北海道から派遣される教員数は、いっきょに19人に増え、全国一の数となった。こうした条件の中でも、参加者が激増したという事実は、あるいは今後、他の都道府県等にも影響を与えることになるかもしれない。

平成14年度から18年度までの5年間で、合計353人の現職教員が特別参加制度により開発途上国に派遣されている。かれらのプロフィールを概観してみよう。図2は、その年齢層と男女比を示したものである。

年齢層であるが、これは最年少の25歳から最高41歳までとかなり幅がみられる。一般の協力隊の応募資格は、満20歳~39歳であるが、教員現職派遣の場合、22歳で教職に採用されたとしても、最低3年間の教職経験が要求されるので24歳以下の者はいない。



(出所) JICA 提供の資料から作成

図2 派遣現職教員の年齢層と性別(平成14~18年度)

年齢別にみると、最も多いのは30歳の39人であり、つづいて29歳の35人である。年齢層別に分類すると、20歳台がほぼ29%、30歳台前半が41%、35歳以上が30%という比率となる。全体の平均年齢は32.4歳となっている。新卒で採用されたとするなら教職経験がほぼ7~10年くらいということになる。イメージとしては、若手教員というよりは、むしろ中堅教員世代の入り口といったところであろうか。性別をみると、全体の55%が女性教員である。ただし、30歳台後半になると男子教員が増えて、ほぼ同数になる傾が見られる。全体の8割以上は独身であるが、既婚者も17%ほどみられる。既婚者は男子に多い。

5 . 帰国後の教育現場への還元活動

現職教員派遣による国際教育協力活動は、 開発途上国の国づくり、人づくりに重要な人 的資源として貢献するだけではなく、帰国後 には、その経験を、教育現場や地域社会にお いて、さまざまなかたちで還元し、活かして ゆくことも期待されている。

特に、現職派遣教員の帰国後の連携と組織 化の点で注目される事業がある。それは、文 部科学省と筑波大学教育開発国際協力研究セ ンター(CRICED)の主催する「開発途上国に おける現職派遣教員の活躍」と題するシンポ ジュームの開催である。これは平成 17 年 1 月にその第一回が開催された。ここでは、派 遣された教員たちによる任地での活動報告 (アジア、中南米、アフリカ、大洋州・欧州 の四つの分科会に分かれての報告) さらに は、帰国後の派遣経験を生かした教育活動報 告、隊員支援ためのe-支援システムの利用法 (メーリングリストと電子掲示板、web会議, アーカイブなどを通じたコミュニケーション によって派遣現職隊員と帰国隊員、派遣予定 教員の間での情報交換、支援教材の提供を行 うための仕組み)などの紹介が行われた。シ

ンポジュームは18年、19年と定期的に開催されている。こうした活動の積み重ねによる経験の蓄積と共有化と人脈ネットワークの形成は、近い将来、きわめて有用な成果をもたらすものと期待される。

地方や教育現場レベルでは彼らの経験は、どのように活かされ、還元されているのか。 JICAのメールマガジン等を見ると、時折、地方において、協力隊の教育隊員経験者の帰国報告会、あるいは、国際理解教育講座の開催のニュースを目にすることがある。地域の公民館活動や学校への出前講座で協力隊体験を語るといったイベントの開催もあるという。これらは、主として、協力隊の地方OB組織などが開催するイベントである。

おそらく、いちばん身近のところでは、小・ 中・高校の「総合的学習の時間」等における 「国際理解教育」の教材作りに自己の経験を 活かすといったことでの還元が行われている ことが考えられる。しかしながら、派遣元の 教育委員会単位でみると、帰国後の派遣教員 による教育現場への還元活動に関して、体系 系的に取り組みは、まだ始まったばかりであ るのが実情である。特別制度発足以降の派遣 者が帰国したのは平成16年4月以降のこと であり、まだ数年しかたっていないことを考 えれば、やむを得ないところである。しかし ながら、ここ数年来は、毎年80人台の派遣 実績を持ち、この傾向は今後も持続すると想 定するなら、その人材の蓄積は今後、ますま す拡大すると予測される。かれらの経験や知 識を単発的なイベントの枠をこえて、組織 的、継続的に活かしてゆくために、なんらか の独自のネットワーク組織等を立ち上げるこ とが期待されており、また必要になろう。

同じように、文部科学省の関わる現職教員の海外派遣の制度として、海外の日本人学校・補習授業校に現職教員を派遣する「在外教育施設派遣教員制度」(最近は、毎年1,300人程度)海外の日本語教育を行う教育機関に教員を派遣するプログラム(REXプログ

ラム、毎年20人程度)がある。派遣期間は、いずれも、原則として2年間である。前者は、昭和37年以来の歴史を持つプログラムであり、すでに累積で3万人をこえる派遣実績を持つ。後者は、平成2年に開始されたプログラムであり、平成16年までに累積で303人の教員を派遣している。これらの制度での派遣経験者については、前者では「全国海外子女教育・国際理解教育研究協議会(全海研)」(昭和49年発足)、後者は「NPO法人REXNET」(平成16年発足)という任意の組織を結成し、その経験や知識を共有のものとし、それを教育現場で活かすことを目指す活動を行っている。

同じ、現職教員の海外派遣といっても、こ れらのプログラムと協力隊現職教員特別参加 制度は、趣旨が異なり、そこで得られる経験 や知識の質も異なることは明らかではある が、帰国後に、所属先の都道府県・市町村に おいて現場教員として復帰し、それぞれの貴 重な経験を生かして、教育現場に還元するこ とを期待されていことに変わりはない。もし 組織化が進められるとするなら、協力隊現職 教員派遣のOB組織は、新しいカテゴリーの 組織となろうが、前者らの先行組織と連携を 取りつつ、各県、市町村教育委員会レベルに おいて、海外派遣経験教員の一層の活用・登 用、人事配置上の工夫、経験・知識の発信の 充実等をはたらきかけてゆくことなどが期待 される。

6.帰国現職教員による協力隊活動評価

平成16年4月から特別参加制度で派遣された現職教員の帰国、職場復帰がはじまった。これまで260人をこえるの教員が現場復帰したことになる。これらの教員は、自らの途上国での教育協力の経験をどのように評価しているのか。またその活動経験を日々の教育実践の中でどのように活かし、また活かそうとしているのか。JICA青年海外協力隊事

務局は、平成19年2月に、現職復帰した14~16年度派遣の現職教員(187人)を対象に、その活動経験の評価を求めるアンケート調査を実施し、百名を超える教員から回答を得ている。アンケート結果の分析は、現在進行中ということであるが、速報要約版によれば、その評価はおおむね次のようなものであった。

協力隊活動に参加したことの「満足度」については、回答した教員の大多数は「大変良かった」「まあよかった」と答えており、多数の教員が積極的、肯定的な評価を下している。具体的に「協力隊に参加して教師自身として得たものは?」という問いに対しては半数以上の教員が、「日本の教育の長所や短所に気づくことができた」「児童生徒を多角的かつ柔軟に見られるようになった」「広い目で学校教育を考えられにようになった」(教員以外の)他の職業・分野の隊員とのつながりができた」ことなどをあげている。

「帰国後、学校教育の現場で派遣中の経験か 活かされていますか?」という設問に対して は70%が「いる」と答えている。 さらにどの ように活かされているかの問いに対して、半 数近くが「国際理解教育の内容が充実した」 「子どもたちへの接し方にゆとりができた」 と回答している。また少数の者ながら「外国 籍児童・生徒やその保護者とのスムーズな意 志疎通に役立った」ことを指摘している教員 もいる。自由記述の中には、「日本の良さ、特 に教育の充実や質の高さを実感できた半面、 いつも背中を押され続け、走らされている子 どもたちが逆にかわいそうに思うことがあ る。そのため、何が幸せかを考えたり、話し 合ったりする機会が増えた。単に協力隊の体 験談を話すだけでは心に残らない」「日本の 子ども達が、他の国々よりも大変恵まれてい る学習環境に置かれているのに、学習に対す る関心や意欲を持たせることにエネルギーを 注がなければならない現状にジレンマを感じ る」という発言もみられる。

先に紹介した筑波大学主催の「帰国報告 会」では、しばしば、二年間の途上国での生 活を終えて3月に帰国し、4月から日本の教 室の教壇に立つことは、当人にとってはかな リハードなことであるとの発言が聞かれた。 開発途上国のノンビリとした時間感覚とリズ ム感にようやく慣れ親しむ様になった者に とって、日本の緊張感とスピード感に満ちた 教育現場に再適応するには、精神的にも肉体 的にもある程度の時間を要するということで あろう。かれらにとって日本の教育現場の多 忙感が、より一層強く感じられるのではない か。今回のアンケート調査の回答率が6割程 度と予想外にのびなかった理由には、帰国・ 現場復帰からまだ一年未満の教員も多く、い まだに再適応、リハビリのプロセスにあり、 めくるめくような自らの異文化体験を整理し 客観視するだけの時間的余裕がないという事 情があるのではないかとも推測される。

7. かすび

国内とは異なる環境において教育協力活動 に従事することによってコミュニケーション 能力や異文化理解の能力を身につけた教員、 途上国の困難な状況の中で問題解決的な対応 能力を身につけた教員、さらには、他の国で の教育活動に照らして日本の教育のあり方を 再認識あるいは再確認する機会を持った教員 は、わが国の教育現場にとっても貴重な人材 となる。また、彼らの経験は、将来の国際教 育協力分野での人材の裾野を広げることにも 貢献する。帰国・復職の過程での支援の見直 しなどの課題もあると考えられるが、本制度 による現職教員による国際教育協力活動の一 層の拡充に期待を寄せたい。国際協力機構 は、今後の課題として、(1)当面、毎年100人 の派遣(ここ数年の実績は80人台)を実現す るために日本の教育現場での広報啓発活動を 拡充する、(2)帰国後の貢献拡充のためのネッ トワークの確立(協力隊経験を活かす機会の 拡大・充実に向けた取り組み)を指摘する。また、本制度と関連して注目されるもう一つの動きは、協力隊経験者で新たに教職に就くことを志望する者に対して、教員採用試験において、特別選考枠を設ける自治体が出現しつつあることである。平成16年度に京都市育委員会で導入されたのを先駆として、その後、長野、富山県でも採用され、またその導入を検討している県や政令指定都市も増えているという。現職教員特別参加制度とともに、この教員採用選考での特別枠による協力隊経験の評価の動きも今後注目してゆきたい。

参考・引用資料

- 国際協力事業団「開発と教育 分野別援助研究会報告書」平成6年1月.
- 国際協力事業団『国際協力事業団 25年史』1999年8月.
- 国際協力機構「青年海外協力隊 募集要項 平成 18年春募集」
- 国際協力機構・青年海外協力隊事務局『国家・地 方公務員の青年海外協力隊への現職参加』平成 10年3月.
- 国際協力機構・青年海外協力隊事務局「現職教員特別参加制度評価報告・要約」平成19年5月. 文部省「時代に即応した国際教育協力の推進について」(時代に即応した国際教育協力の在り方に関する懇談会報告)平成8年6月.
- 文部省「開発途上国への教育協力方策について」 (国際教育協力懇談会) 平成12年11月.
- 文部省「国際教育協力懇談会 最終報告」平成14年7月.
- 文部科学省「初等中等教育における国際教育推進 検討委員会報告 国際社会を生きる人材を育 成するために、 平成17年8月.
- 文部科学省「大学発 知の ODA 知的国際貢献 に向けて 」(国際教育協力懇談会報告 2006)平成 18 年 8 月.
- 文部科学省・国際協力機構「青年海外協力隊『現

職教員特別参加制度』のご案内」

- 筑波大学教育開発国際協力研究センター『派遣現職隊員の教育活動上のニーズ調査報告』平成16年3月.
- 筑波大学教育開発国際協力研究センター(ホームページ)拠点システム派遣現職教員支援事業 . http://www.criced.tsukuba.ac.jp/jocv/>

国際協力機構・青年海外協力隊事務局の熊谷信 広氏からは、現職教員派遣事業に関わる詳細な 資料の提供を受け、また、社団法人青年海外協 力協会(JOCA)事業部の堀田直樹氏からは、協 力隊 OB 組織の活動全般について情報の提供を 受けた。両者への感謝を表明したい。